

飯塚市告示第113号

飯塚市電子入札試行実施要領（令和3年告示第97号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市電子入札試行実施要領の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(運用時間)</p> <p>第3条 電子入札システム及び入札情報公開システムの運用時間は、飯塚市の休日を定める条例(平成18年飯塚市条例第2号)第1条第1項に定める市の休日(以下「休日」という。)を除き、次の時間帯とする。</p> <p>(1) 電子入札システム</p> <p>発注者 <u>午前8時から午後10時まで</u></p> <p>入札参加者 <u>午前8時から午後10時まで</u></p> <p>(2) 入札情報公開システム</p> <p>発注者 <u>午前8時から午後10時まで</u></p> <p>入札参加者 午前6時00分から午後11時まで</p> <p>2 (略)</p>	<p>(運用時間)</p> <p>第3条 電子入札システム及び入札情報公開システムの運用時間は、飯塚市の休日を定める条例(平成18年飯塚市条例第2号)第1条第1項に定める市の休日(以下「休日」という。)を除き、次の時間帯とする。</p> <p>(1) 電子入札システム</p> <p>発注者 <u>午前8時30分から午後9時まで</u></p> <p>入札参加者 <u>午前8時30分から午後8時まで</u></p> <p>(2) 入札情報公開システム</p> <p>発注者 <u>午前8時30分から午後9時まで</u></p> <p>入札参加者 午前6時00分から午後11時まで</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この告示は、告示の日から施行する。